

令和8年度（上半期） 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び4号に基づく随意契約

令和8年6月3日

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に基づく随意契約について、小山町契約規則第27条第2項の規定に基づき次のとおり公表します。

①第3号関係

No.	契約の発注見通し			契約締結前の公表			契約締結後の公表	
	件名	契約予定時期	担当課	契約内容	契約の相手方の決定方法	選定基準	契約の相手方となつた者の名称	契約の相手方とした理由
1	小山町営学習塾須走教室・須走ファミリークリニック供用部日常清掃業務	令和8年6月	企画政策課	町営学習塾須走教室・須走ファミリークリニック供用部日常清掃	見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認する	町内に拠点を有する高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター		

②第4号関係

該当ありません。